

○新見市創業支援事業補助金交付要綱

平成27年11月13日

告示第147号

(通則)

第1条 新見市創業支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、新見市補助金等交付規則(平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。)によるほか、この告示に定めるところによる。

(目的)

第2条 独自の技術及びアイデアを生かした商品若しくは技術の開発又はサービスを提供する事業を行う創業者に対して、創業に要する経費の一部を補助することにより、新たな需要及び雇用の創出を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録された60歳未満の者で、市内で新たに事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 国、県又はこれらの外郭団体等から、同様の事業について補助金等の交付を受けている場合

(2) 別表第1に掲げる業種に該当する場合

(3) 新見商工会議所又は阿哲商工会(以下「支援機関」という。)の支援を受けた事業計画を作成していない場合

(4) 交付申請日において、他の法人の代表及び役員の職にある場合

(5) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成24年新見市条例第28号)第2条に規定する特別措置の対象となっている場合

(6) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合

(補助対象事業等)

第4条 補助金は、補助対象者が行う別表第2に規定する補助対象事業に必要な経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新見市創業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助事業の着手時期)

第6条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長が補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、新見市創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する

ものとする。

2 市長は、前項の規定による審査について、支援機関に依頼することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者が、補助金に係る事業の内容を変更し、中止又は廃止する場合は、あらかじめ新見市創業支援事業補助金に係る事業(計画変更、中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の承認には、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(補助事業の調査等)

第10条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、新見市創業支援事業補助金実績報告書(様式第4号)により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査し、相当と認めるときは、新見市創業支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により、補助金の確定通知書を受けた者は、新見市創業支援事業補助金請求書(様式第6号)により、補助金の支払を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第9条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合及び次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が規則又はこの要綱若しくはこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継

続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金に係る経理)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、新見市創業支援事業補助金に係る取得財産等処分承認申請書（様式第7号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 補助事業者が、不当な理由により取得財産等の処分を行った場合は、これに係る補助金を市長に対して返還しなければならない。

(協力)

第18条 補助事業者は、市長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の有効期限)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(新見市空店舗等活用促進補助金交付要綱の廃止)

3 新見市空店舗等活用促進補助金交付要綱（平成22年新見市告示第58号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この告示の施行の日の前日までに新見市空店舗等活用促進補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）
- (5) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）（細分類9299に含まれるもの）
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

別表第2（第4条関係）

補助対象事業及び補助率	①市内創業事業（補助率：2分の1以内） 補助対象者が実施する事業 ②女性創業事業（補助率：3分の2以内） 女性の補助対象者が実施する事業 ③移住創業事業（補助率：3分の2以内） 市内に住所を移し、1年以内の補助対象者が実施する事業
補助上限額	100万円
補助対象経費	・店舗等借入費 事業に関わる事務所、店舗の賃料（※敷金・礼金は含まない。） ただし、借入を行う店舗の所有者が、3親等以内の親族の場合は対象としない。 ・初度調弁費 事業の実施に必要な事務所、店舗の改装費用 （※市内施工業者への発注する部分のみを対象とする。） 事業の実施に必要な備品の購入費（10万円以上のもの） （※車両は対象に含まない。）

・ 広報費

ホームページ作成、パンフレット・チラシ制作、広告、展示会出展費等

・ 委託費

会社設立に係る司法書士等への支払費用

事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費

市場調査等の外部委託費等（補助対象経費全体の50%以内）

いずれの経費にも、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含まない。